

令和4年12月市議会定例会議

経済民生常任委員会資料

1. 議案第139号
福島駅前交流・集客拠点施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件
(コンベンション施設整備課) … P 2

2. 議案第146号
指定管理者の指定の件 (商工業振興課) … P 7

3. 議案第128号
令和4年度福島市一般会計補正予算 (商工観光部所管分)
 - (1) 工業振興費 (企業立地課) … P 9
 - (2) 商工振興諸費 (商工業振興課) … P 14
 - (3) 新型コロナウイルス感染症対策費 (商工業振興課) … P 15
 - (4) コンベンション推進事業費 (コンベンション施設整備課) … P 16
 - (5) 【債務負担行為補正】ふくしま花回廊推進事業費 (観光交流推進室) … P 17

商 工 観 光 部

1. 議案第139号 福島駅前交流・集客拠点施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件（議案書P66～P68）
（コンベンション施設整備課）

1 条例制定の趣旨（第1条）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第18条の規定に基づき、福島市栄町地内に整備する福島駅前交流・集客拠点施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関し、必要な事項を定めるため条例を設ける。

2 条例の主な内容

(1) 民間事業者の選定の手続（第2条）

- ①市長は、選定事業者に施設の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができる。
- ②選定事業者として選定を受けようとする民間事業者は、実施計画書等の書類を市長へ提出しなければならない。
- ③市長は、提出された書類を審査し、下記の基準に適合する者を選定する。
 - ・施設の運営等に関する計画が、当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - ・施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
 - ・施設の効用を最大限発揮するとともに、効率的な運営等ができること。
 - ・前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

(2) 福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会の設置（第3条）

- ①選定事業者となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議する審査委員会を置く。
- ②委員会は委員6人以内で組織し、学識経験者及びその他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。任期は4年。

(3) 施設の運営等の基準（第4条）

- ①公共施設等運営権が設定された選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は下記の基準により、施設の運営等を行わなければならない。
 - ・関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な運営等を行う。
 - ・施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしない。
 - ・業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱う。
 - ・創意工夫を発揮し、利用者に対して適切なサービスの提供を行う。
 - ・施設、附属設備及び物品の維持管理を適切に行う。
 - ・前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準 ※
- ②施設の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、別に条例で定めるところにより、公共施設等運営権者が利用状況等を勘案して定める。

(4) 公共施設等運営権者の業務の範囲 (第5条)

- ①公共施設等運営権者は、施設の目的を達成するために、施設の運営及び維持管理その他必要な業務を行う。
- ②市長は、実施方針において、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定める。

(5) 利用料金 (第6条)

※

- ①施設の利用料金の額は、別に条例で定めるところにより、公共施設等運営権者が利用状況等を勘案して定める。

3 施行日及び特別職の職員で非常勤のものものの報酬等に関する条例の一部改正

(1) 施行日 公布の日から施行

(2) 特別職の職員で非常勤のものものの報酬等に関する条例の一部改正

本条例の制定に伴い、福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会委員の報酬等を定めるため、特別職の職員で非常勤のものものの報酬等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を改正する。

別表中

中小企業振興会議委員	日額	8,000円							
------------	----	--------	--	--	--	--	--	--	--

を

中小企業振興会議委員	日額	8,000円							
福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会委員	日額	28,000円							

に改める。

4 その他

今後のスケジュール（予定）

令和5年 1月	・第1回審査委員会（実施方針・要求水準書(案)等の確認） ・実施方針及び要求水準書（案）公表
	・実施方針及び要求水準書（案）に対する質問受付 ・第2回審査委員会（質問回答を踏まえ修正等）
3月	<施設保留床取得及びE O I 事業（事前準備業務）に係る予算案提出> ・第3回審査委員会（公募資料の最終確認等）
4月	・公募資料（修正後実施方針・募集要項・要求水準書等）公表 ⇒ 公募開始
	・第4回審査委員会（質問回答等を踏まえた公募資料の修正・確認等）
	・修正後公募資料公表
	・第5回審査委員会（提案審査、優秀提案の選定）
8月	・事業者選定

※条例第4条2項及び第6条の「別に条例で定めるところにより」と規定する「施設の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項」及び「利用料金」についてのスケジュール（予定）

- ①本条例施行後に公表を予定する「実施方針」や「要求水準書（案）」により示し、民間事業者からの質問等を踏まえ、その内容を精査する。
- ②運営事業者選定後は、E O I 業務の中で、市と運営事業者で検討を行い、その検討結果を施設設置条例（案）に反映し、市議会に提出する。

令和4年度		令和5年度		令和6年度
12月	3月	上期	下期	上期
実施方針 条例制定 議決	①保留床 ②E O I 事業 債務負担 議決	運営事業者 選定	E O I 業務 基本協定・ 委託契約	施設設置条例制定 議決
実施方針 策定公表	運営事業者 者の公募 ①			

【参考1】根拠法令（抄）

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

第16条 公共施設等の管理者等は、選定事業者^ニに公共施設等運営権を設定することができる。

第17条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第5条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。（以下略）

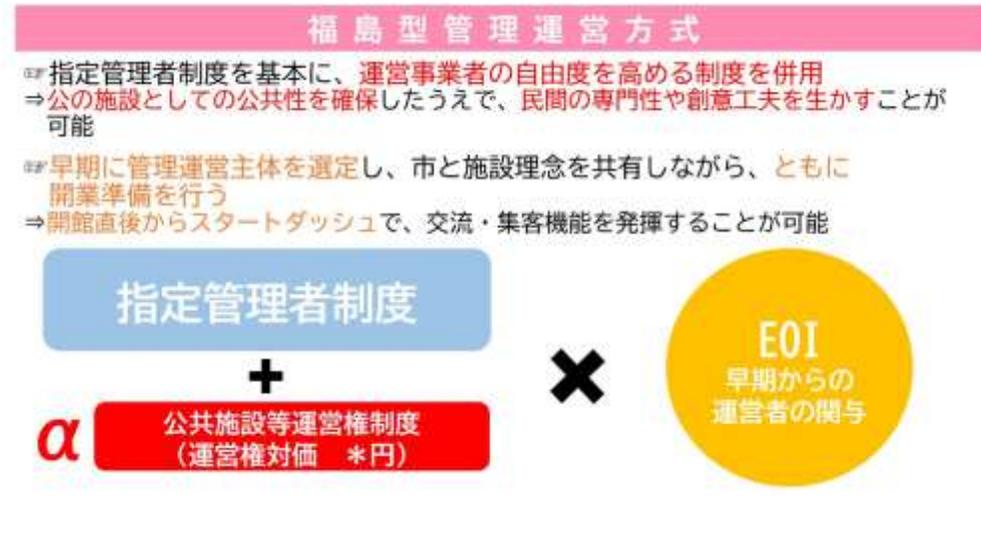
第18条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

第23条 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として收受するものとする。

2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。（以下略）

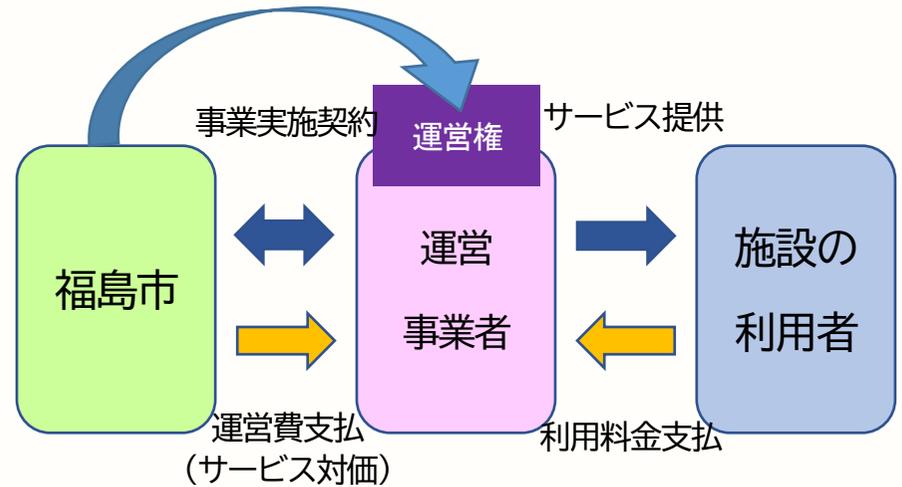
【参考2】福島駅前交流・集客拠点施設の管理運営方式



経済民生常任委員協議会資料抜粋

【参考3】公共施設等運営権制度のイメージ

公共施設の運営（企画運営、市民へのサービス提供、施設維持管理等）を行う権利を運営事業者に設定する制度



経済民生常任委員協議会資料抜粋

【参考4】 実施方針の策定及び公表の意義

- ①市が想定している駅前交流・集客拠点施設の管理運営事業の内容を民間事業者に対して早期に提供できる。
- ②早期に事業内容等について具体的に示すことで、将来的な民間事業者の公募に向けた円滑な準備を促し、民間事業者の事業参入のための検討を容易にするとともに、それに対する意見等を聴取することにより、より効率性・実効性の高い事業実施条件を検討することができる。

実施方針目次（案）

1	特定事業の選定に関する事項	事業の構成、業務の内容、期間、範囲、収入の帰属など
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	審査委員会の設置、応募者の資格や対話の考え方など
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	市と事業者のリスク分担の基本的な考え方など
4	公共施設等の立地及び規模及び配置に関する事項	対象施設の立地等の概要
5	各契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	基本協定・業務委託契約・実施契約に定める事項など
6	本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	事業の継続が困難となった場合における措置
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	事業者への支援に関する事項など
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	運営権等の議会の議決、費用負担、問合せ先

2. 議案第146号 指定管理者の指定の件 (商工業振興課)

(議案書 P 8 1)

(債務負担行為補正:議案書 P14、補正予算説明書 P25)

指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市産業交流プラザ (ふくしま情報ステーション、シェアオフィス、コワーキングスペース、ミーティングルーム、展望ラウンジ及び駐車場に限る。)
取扱区分	公募
団体の名称	株式会社OMJ プラザ
団体の代表者	代表取締役 中野 友登
団体の住所	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2F・CBS内
指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5カ年間)
債務負担行為設定額 (単位:千円)	87,822 (管理運営経費127,683 利用料金等収入39,861)
団体の事業概要	① コワーキングスペースの設置・管理運営 ② コンサルティング事業 ③ 教育研修事業 ④ 前各号に附帯又は関連する一切の事業
現行の取扱区分	直接管理
備 考	

債務負担行為設定額の内訳

(単位:千円)

年 度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	5カ年計
支出(管理運営経費)	25,615	25,517	25,517	25,517	25,517	127,683
収入(利用料金等収入)	7,345	7,627	8,209	8,821	7,859	39,861
差引(指定管理料)	18,270	17,890	17,308	16,696	17,658	87,822

「福島市産業交流プラザ(ふくしま情報ステーション、シェアオフィス、コワーキングスペース、ミーティングルーム、展望ラウンジ及び駐車場に限る。)」
指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月26日	現場説明会	1 団体参加 ・ 時間：午後2時～ ・ 内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月27日～30日	質問の受付	質問なし
3	8月5日	質問への回答	「産業交流プラザ」分は該当なし
4	8月9日～18日	指定申請書受付（商工業振興課）	1 団体申請 ・ 申請書類の内容等点検、受付
5	8月26日	面接審査 (福島市役所 701会議室)	1 団体面接 ・ 時間：午前10時30分～ ・ 内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月29日	第1次審査 (商工観光部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：8項目 ・ 各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・ 委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月13日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・ 商工観光部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・ 指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者 「株式会社 OMJ プラザ」 / 最終合計点：60.00点（交渉順位第1位）

3 審査結果

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.50点
② クリエイティブビジネスサロンを活用した主催事業の企画運営及び施設の利用促進	30%	10.50点
③ ふくしま情報ステーションを活用した情報発信	10%	3.30点
④ 関係法令等の遵守体制	5%	1.40点
⑤ 社会的価値の実現	10%	3.40点
⑥ 安定した施設運営	15%	3.60点
⑦ 効率的な施設の維持管理	10%	2.80点
⑧ 指定管理料（費用）の設定	10%	1.50点
合計	100%	30.00点
※管理運営委員会委員が5名につき1項目50点満点⇒8項目全てで100点満点換算した合計点		60.00点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（新規のため加点なし）した最終合計点		0.00点

3. 議案第128号 令和4年度福島市一般会計補正予算中、商工観光部所管分

(補正予算説明書 P18)

(1) 工業振興費（企業立地課）

① 企業立地促進費 2,897千円（負担金補助及び交付金）

企業立地促進条例に基づく奨励措置として、立地企業に対して「雇用奨励助成金」、「操業奨励助成金」を交付する。

【雇用奨励助成金】

企業名	業種	立地場所	うち新規地元 常用雇用	1人あたり 助成額	助成額 (円)	補助対象 期間	適用条例
(株)リゾーム	製造業	民有地 (飯坂町平野地内)	1人	30万円	300,000	3年間のうちの 3年目	平成30年条例
(株)アルテッツ	製造業	民有地 (太平寺地内)	6人	20万円	1,200,000	3年間のうちの 1年目	令和3年条例

【操業奨励助成金】

企業名	業種	立地場所	助成内容	助成額 (円)	補助対象 期間	適用条例
(株)リゾーム	製造業	民有地 (飯坂町平野地内)	固定資産税相当額 (上限1,000万円)	441,000	3年間のうちの 2年目	平成30年度
(株)福島ワイヤー加工 センター	製造業	民有地 (松川町沼袋地内)	固定資産税相当額 (上限1,000万円)	956,000	3年間のうちの 3年目	平成30年度

□福島市企業立地促進条例

平成30年施行 企業立地促進条例 別表（第3条関係）抜粋

種類	企業	立地	助成対象経費	交付要件	助成額
操業奨励 助成金	製造業を営むもの、 物流業等を営むものほか	新設 増設 移設	事業所の立地に 伴う固定資産税 相当額	1 用地取得助成金の決定を受けた企業又は工業団地内の市長が指定した 区画に立地した企業であること。	固定資産税の額に相当する額（1年あたり上限1,000万円） （法令等の定めにより減額された場合は減額後の金額）と し、対象期間は3年間 （特定集積産業は5年間）
雇用奨励 助成金			事業所の立地に 伴う雇用拡大に 要する経費	1 用地取得助成金若しくはオフィス賃借助成金の決定を受けた企業又は工業 団地内の市長が指定した区画に立地した企業であること。 2 新規地元常用雇用者を操業開始日から1年以上継続して雇用すること。	新規地元常用雇用者一人につき、1年間雇用するごとに 30万円とし、対象期間は操業開始日から3年間 （特定集積産業は5年間）

令和3年施行 企業立地促進条例 別表（第3条関係）抜粋

種類	企業	立地	助成対象経費	交付要件	助成額
雇用奨励 助成金	製造業を営む法人 物流業等を営む法人 情報技術・研究開発型企业 特定集積産業を営む法人	新設 増設 移設	事業所の立地に 伴う雇用拡大に 要する経費	1 用地取得助成金の決定を受けた企業であること。 2 新規地元常用雇用者を操業開始日から1年以上継続して雇用すること。	新規地元常用雇用者一人につき、1年間雇用するごとに 20万円とし、対象期間は操業開始日から3年間 （特定集積産業は5年間）

奨励措置対象企業の概要 1

1 立地企業

- (1) 企業名 株式会社リゾーム
- (2) 本社所在地 郡山市田村町金屋字下夕川原166
- (3) 代表者 代表取締役社長 桑原和久
- (4) 設立 平成8年6月
- (5) 従業員数 69人(令和4年9月現在)
- (6) 事業内容 機械・電気・電子(通信、音響、計測機器)等の設計開発、製作

2 立地概要

- (1) 立地場所 福島市飯坂町平野西原64-1
- (2) 操業開始 令和元年8月
- (3) 従業員数 19人(うち新規地元常用雇用者1人)



奨励措置対象企業の概要 2

1 立地企業

- (1) 企業名 株式会社アルテッツ
- (2) 本社所在地 福島市上名倉字文地9番地の16
- (3) 代表者 代表取締役社長 桜井 芸^{たけみ}
- (4) 設立 平成11年7月
- (5) 従業員数 61名(令和4年9月現在)
- (6) 事業内容 半導体用石英ガラス部品加工

2 立地概要

- (1) 立地場所 福島市太平寺字古内45-2
- (2) 操業開始 令和3年6月
- (3) 従業員数 11人(うち新規地元常用雇用者6人)



奨励措置対象企業の概要 3

1 立地企業

- (1) 企業名 株式会社福島ワイヤー加工センター
- (2) 本社所在地 二本松市木幡字平15番地の5
- (3) 代表者 代表取締役社長 川田 和義
- (4) 設立 平成11年12月
- (5) 従業員数 98人（令和4年9月現在）
- (6) 事業内容 金属加工「ワイヤーカット加工」

2 立地概要

- (1) 立地場所 福島市松川町沼袋字北383-1ほか
- (2) 操業開始 平成30年9月
- (3) 従業員数 5人（うち新規地元常用雇用者3人）



(2) 商工振興諸費（商工業振興課）

（補正予算説明書 P18）

① 街なかになぎわい創出事業費 6,000千円（委託料）

本年7月にスタートした「街なか賑わい創出プロジェクト」の活動基盤をネットワーク上に整備し、メンバーの活動・イベントの見える化、連携を促進することで、イベントの集客増や街なか賑わいづくりの一層の活性化を図り、街なかの賑わい創出に取り組むもの。

○ 事業概要

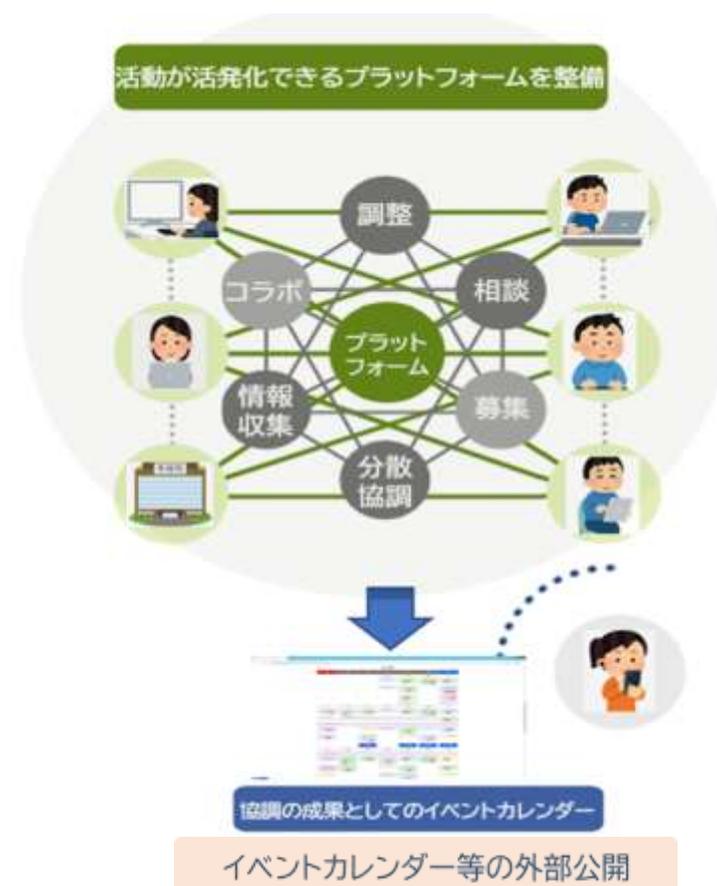
- ア 内 容 「街なか賑わい創出プロジェクト」活動プラットフォーム整備
ウェブサイト構築業務委託
（仕様調整・開発、検証、導入等）
・主な機能 … メンバーチャット、イベント共有、
イベントカレンダー等の外部公開

イ 事業スケジュール（予定）

- | | |
|----------|---|
| 令和5年1月下旬 | 業務委託契約
活動基盤（プラットフォーム）構築
要件定義、仕様調整、システム開発等 |
| 3月下旬 | 試験運用 |
| 4月1日 | システム運用開始 |

ウ 現在までの経過

- | | |
|--------|---|
| 本年7月4日 | 街なか賑わい創出プロジェクトスタート【11団体】
メンバーの拡充・情報共有を促進【45団体：12月9日現在】 |
| 9月22日 | 市HPにイベントカレンダー公開（エクセル形式） |
| 11月29日 | メンバー交流会 |



(3) 新型コロナウイルス感染症対策費（商工業振興課）

（補正予算説明書 P18）

① 商店街等活性化イベント支援事業費 5,000千円（負担金補助及び交付金）

○「商店街等活性化イベント支援事業補助金」不足見込額の追加

商店街等が実施する新しい生活様式や感染予防に対応したイベントにかかる費用の一部を補助し、それらの推進と定着を促すことで商店街等の賑わい創出と地域経済の活性化を図ることを目的として本事業を実施しているが、今年度はウィズコロナによる3年ぶりの開催等が相次いだことに加え、新規イベントも多数開催されるなど事業費が不足することが見込まれることから、不足見込額を追加するもの。

○「商店街等活性化イベント支援事業補助金」概要

ア 実施期間：令和5年3月31日までに完了する事業

イ 対象事業：地域経済の活性化を目的として開催するイベント等で商業の振興に資するもの

ウ 対象事業者：イベント開催実行委員会や団体、商店街組合等
（規約等により代表者が存在し、会計管理が適切になされている任意団体を含む）

エ 補助額等：・1団体が実施するもの…補助率1/2以内、上限50万円
※商店街が実施するものまたは参加者が1,000人以上見込める場合は補助率2/3以内
・複数団体が連携し、地域活性化が広く図られるもの…補助率2/3以内、上限300万円

オ 過去の実績と今年度の状況

単位：千円

年度	R 1	R 2	R 3	R 4
補助率	30%	2/3		1/2・2/3
限度額	500			
予算額	22,000	41,500	30,000	30,000
決算額 (件数)	20,232 (50件)	15,153 (29件)	22,702 (51件)	29,327 (51件)

※R 4は10月末日現在

(4) コンベンション推進事業費（コンベンション施設整備課）

（補正予算説明書 P18）

① 福島駅前交流・集客拠点施設整備事業費 1,232千円

学識経験者等からなる「福島駅前交流・集客拠点施設管理運営事業審査委員会」を組織し、運営事業者の選定に関する事項を調査審議するもの。

- 事業費内訳
- 報酬 560千円（審査委員会委員報酬）
- 旅費 672千円（審査委員会委員旅費）
- ※いずれも4回×5名分

○審査委員会概要

ア 委員構成（案）

6名…【PFI有識者、MICE有識者、観光有識者、文化ホール有識者、企業経営・会計有識者、市（庁内）】

イ 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年 1月 第1回審査委員会（公表前実施方針・要求水準書(案)等の確認）
- 2月 第2回審査委員会（公表後における質問回答を踏まえた実施方針・要求水準書(案)の修正、審査基準・基本協定（案）等の確認）
- 3月 第3回審査委員会（公募資料【公募要項・要求水準書・審査基準・基本協定（案）等】の修正・確認等）
- 令和5年度———
- 4月 公募資料公表 ⇒ 公募開始
- 第4回審査委員会（公募資料公表後における質問回答を踏まえた公募資料の修正・確認等）
- 修正後公募資料公表
- 第5回審査委員会（提案審査、優秀提案の選定）
- 8月 事業者選定

(5) 【債務負担行為補正】 ふくしま花回廊推進事業費（観光交流推進室）

（議案書 P14、補正予算説明書 P25）

事 項	期 間	限 度 額
ふくしま花回廊推進事業費	令和4年度から 令和5年度まで	26,765千円（委託料）

令和5年春の花観光来訪者の増加及び花回廊スポットや市内飲食店等の周遊による地域経済の活性化を図るため、春の観光シーズンスタートに合わせ、スタンプラリーを実施するもの。

○事業概要

ア 内 容 花回廊スポット、観光施設、飲食店等の対象スポットを巡って市内を周遊しながらデジタルスタンプを集め応募すると、市内の温泉宿泊券、特産品などが抽選で当たるデジタルスタンプラリーを開催する。
 なお、花観光シーズンの到来に合わせ、花見山をスタートとして見頃を迎える花回廊スポットをPRするため、3月25日（土）に花見山本部前において、セレモニーの実施も予定している。

イ 期 間 令和5年3月18日（土）から6月30日（金）まで

ウ 対象スポット 花回廊スポット、観光施設、市内各地の飲食店、果樹園（6月～）等

エ 賞品（予定） 福島三名湯宿泊券、福島市特産品、スイーツプレミアム認定商品、お酒セット等 合計1,129本

「ちょうどいい旅、¹¹ふくしま²⁹ステイ。」

オ スケジュール（予定）

令和4年12月 プロポーザル公募開始
 5年 2月 業務委託契約
 3月 デジタルスタンプラリー開始（～6月）
 月ごと 賞品応募・抽選・発送（3月～6月）

